

R06-165

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
--------	-----------------

佐本生企発第109号
佐本刑企発第81号
令和6年3月5日

各 警 察 署 長 殿

有効	令和9年3月31日まで
安全・安心推進係	

生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長

各地区医師会及び医療機関との連携の推進等について（通達）

医療機関においては、令和3年12月に大阪府の医療機関における殺人等事件、令和4年1月に埼玉県における医療従事者に対する殺人等事件が発生しているところ、これらの事件を踏まえ、令和4年6月、公益社団法人日本医師会会長から、警察庁及び各都道府県医師会に対し、別添のとおり医師会及び医療機関への安全確保に資する支援について依頼がなされたところである。

各警察署にあっては、同依頼の趣旨を踏まえ、各地区医師会との間で、医療従事者等の安全確保のための意見交換を行う機会を設けるなど、各地区医師会等と所要の連携を図るとともに、佐賀県医師会等から相談、110番通報等がなされた場合には、その内容に応じて、生活安全部門、刑事部門をはじめとする関係部門が連携し、指導、助言、検挙等の必要な措置を確実に講じられたい。

別添

日医発第 574 号（法安）

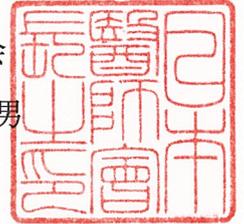
令和 4 年 6 月 20 日

警察庁長官

中村 格 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 中川 俊男



医師会及び医療機関への安全確保に資する支援について（ご依頼）

日頃、円滑な本会業務遂行に対しては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、本会では、患者及び医療従事者が犠牲となる事件が相次いだことを重く受け止め、会内に医療従事者の安全を確保するための対策検討委員会を設置し検討を進めてまいりました。

その中で、現実に危険が差し迫った状況への対応については、警察との連携が極めて重要であることから、日頃より都道府県医師会と都道府県警察との間において緊密な関係を構築することが喫緊の課題との認識を新たにしたところです。

貴庁におかれましては、ご了知のうえ、都道府県警察に対し、全国の医師会、医療機関からの依頼を踏まえ、安全確保に資する必要な支援を的確に行っていただくようご周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。